

母子家庭・父子家庭等のお子さんのために

令和8年度 児童扶養手当のしおり

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親又は母親と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父親又は母親が身体などに重度の障害がある家庭、父母にかわって児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※平成22年8月から父子家庭も対象になりました。

※平成24年8月から父又は母がDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）に基づく保護命令（母又は父の申立てにより発せられるものに限る。）を受けた児童も対象になりました。

※平成26年12月から公的年金の年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

※令和3年3月分（令和3年5月支払い）から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

1 児童扶養手当を受け取ることができる方

手当を受け取ることができる方は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を「監護している母」又は「監護し、かつ生計を同じくしている父」若しくは「父母にかわってその児童を養育している方（養育者）」です。

なお、児童が心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害をいいます）のある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

いずれの場合も国籍は問いません。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害の状態（別表を参照してください）にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母がDV防止法に基づく保護命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- ⑦父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨父母ともに不明である児童

～次の場合は手当を受け取ることができません～

【手当を受けようとする方が母又は養育者の場合】

- ①児童や手当を受けようとする方が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設を除く）に入所しているとき
- ③児童が父と生計を同じくしているとき（父が別表の障害の状態にあるときを除く）
- ④児童が母の配偶者（別表の障害にあるときを除く）に養育されているとき

【手当を受けようとする方が父の場合】

- 上記①、②と次の⑤、⑥の場合は手当を受け取ることができません
- ⑤児童が母と生計を同じくしているとき（母が別表の障害の状態にあるときを除く）
 - ⑥児童が父の配偶者（別表の障害にあるときを除く）に養育されているとき

2 児童扶養手当の額

区分	令和8年4月～
<本体額>	
全部支給	月額 48,050 円
一部支給	月額 48,040 円～11,340 円
<第2子以降加算額>	上記本体額に加算
全部支給	月額 11,350 円
一部支給	月額 11,340 円～5,680 円

※一部支給額は所得に応じて決定されます。

※令和6年11月分から第3子以降の児童に係る加算額が第2子の加算額と同額に引き上げられました。

3 所得の制限

請求者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得（課税台帳で確認します。）が右上表の額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで。）の手当の一部又は全部が停止になります。

■所得制限限度額表

（令和7年11月～令和8年10月分）

限度額	令和6年分所得額		
	○請求人本人		●扶養義務者 ●配偶者 ●孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
扶養親族等の数			
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人以上	以下 380,000円 ずつ加算	以下 380,000円 ずつ加算	以下 380,000円 ずつ加算

※令和6年11月分から全部支給および一部支給に係る所得制限限度額が改正されました。

●限度額に加算されるもの

①請求者本人の場合

同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)・老人扶養親族がある場合 10万円/人
特定扶養親族・控除対象扶養親族(19歳未満の方に限る)がある場合 15万円/人

②扶養義務者等の場合

老人扶養親族がある場合 6万円/人
(ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人除く)

●所得額の計算法 ※

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費（給与所得控除額）
+ 養育費の8割 - 80,000円 - 下記の諸控除

諸控除の額	金額
障害者控除	270,000円
勤労学生控除	
寡婦控除	
ひとり親控除	350,000円
特別障害者控除	400,000円
配偶者特別控除	地方税法で
医療費控除 等	控除された額

※障害基礎年金等を受給されている請求者については、支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等(障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など)を加えます。

4 児童扶養手当を受ける手続き

お住まいの市町村担当窓口で請求の手続きをしてください。

県知事（各町村分）又は市長（各市分）の認定を受けることにより支給されます。

5 児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）、支払月の前月までの分が支給されます。

区分	支払日	支払方法
1月期（11～12月分）	各支払期月の11日	金融機関への口座振込
3月期（1～2月分）	（11日が土・日・祝日にあたる場合は繰り上げ）	
5月期（3～4月分）		
7月期（5～6月分）		
9月期（7～8月分）		
11月期（9～10月分）		

6 既に手当を受けている方の届け出

既に手当を受けている方（停止されている方も含む）は、次のような届け出等が必要です。

現況届	受給者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。 なお2年間提出しないと受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	・対象児童に増減があったとき
公的年金給付等受給状況届	・受給者又は対象児童が公的年金を受給できるようになったとき、又は受給できなくなったとき ・受給している公的年金の年金額に変更があったとき
受給資格喪失届	・受給資格がなくなったとき（請求者の婚姻等）
証書亡失届	・手当て証書をなくしたとき
住所変更届	・住所を変更するとき （県外に住所を変更するときは、必ず転出前に届け出て下さい）
その他の届	・氏名・金融機関口座の変更、受給者の死亡のとき ・所得の高い扶養義務者と同居又は別居したとき ・所得を更正又は修正したとき など

※上記のほか、受給資格の有無及び額の決定のため、申立書等の書類の提出が必要となる場合があります。

ご注意を！

届け出は忘れずに提出してください。手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくことがあります。

また、次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。

- ① 手当を受けている父又は母が婚姻したとき（内縁関係、同居なども含みます）
- ② 対象児童を養育、監護しなくなったとき（児童福祉施設等の入所・里親委託・児童の婚姻を含みます）
- ③ 遺棄されていた児童の父又は母が帰ってきたとき（安否を気遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます）
- ④ 児童が父又は母と生計を同じくするようになったとき
- ⑤ その他受給要件に該当しなくなったとき

別表 父又は母の障害について

父又は母の重度の障害とは以下に該当する場合をいいます。

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの等
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑩ 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑪ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、内閣総理大臣が定めるもの

備考：視力は、万国式視力表又はそれと同じ原理に基づく視力表により測定する。
視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定する。※どちらか一方の測定結果で認定を行う

児童扶養手当一部支給停止措置に係る制度概要について （児童扶養手当法第13条の3関係）

一部支給停止となる場合

受給資格者（養育者を除く）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初月から起算して7年を経過したとき（※）は、当該受給資格者が後記の「一部支給停止適用除外事由」に該当しない場合又は所要の「手続」を行わなかった場合には一部支給停止となります。

※認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者において、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき。

●一部支給停止額

算定式 = 支給すべき手当額 × 1 / 2（10円未満切捨）

（上限：5年等経過日の属する月の翌月に支給すべき手当額 × 1 / 2（10円未満切捨））

一部支給停止とならない場合

上記の受給資格者が、次の「一部支給停止適用除外事由」に該当する場合であって、所要の「手続」を行った場合には、一部支給停止なりません。

一部支給停止適用除外事由（一部支給停止とならない事由）

所定の確認期間内において、次の①～⑤のいずれかに該当すること。

- ① 就業している。
- ② 就職活動等の自立を図るための活動をしている。（母子・父子自立支援プログラムの策定等を含む）
- ③ 身体上又は精神上の障害がある。
- ④ 負傷又は疫病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疫病、要介護状態にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

手 続

上記「一部支給停止適用除外事由」に該当する旨、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」ほか必要書類を所定の期間内に提出することにより届け出る。

提出先：市町村の児童扶養手当担当窓口

●5年等経過により手続を要することとなった方は、それ以降、毎年の現況届の際に手続が必要となります。

●手続が必要な方には漏れなく、事前にご案内通知を市町村よりお送りしますので、それにより手続を進めてください。

【手続き・お問い合わせ先】

市にお住まいの場合 → お住まいの市担当窓口

町村にお住まいの場合 → お住まいの町村担当窓口、
又は富山県厚生部こども家庭室
こども未来課家庭福祉担当
TEL:(076)444-3209（直通）